

今後の技術評価のあり方について（案）

LED 道路照明灯の普及状況

- I H23・24 年度と、ほぼ同条件での技術評価を実施し、一定数の製品を認定できたこと、国土交通省のガイドライン(案)が H23.9 に整備されたこと、他の自治体への普及が進みつつあること、などから、H24 年度募集レベルの製品はもはや特殊なものではなく、一般に普及した、と言える？
<消費電力 100VA、光学性能 0.7cd/m²(連続)15lx(交差点)>

性能の客観的指標による判断について

- I 消費電力は、実測値で客観的に判断可能。
- I 配光性能は、計算値だけで判断できるか？
 - Ø 計算値の信頼性
 - 2 計算に基づく照度分布と、現地測定結果とに大きな差異はない。
 - 2 配光測定方法の統一規格が普及。
 - Ø 従来照明灯との違い
 - 2 LED 道路照明灯は従来品と違い、灯具内の光源の数・配置が自由。
 - Ø 計算値と人間の感覚
 - 2 照明の見え方は数値に現れない”人の感覚”によるものがある？
 - 2 現地確認について、
既設灯をリース方式で一気に LED 化したこれまでとは異なり、
新設の場合は、個別の現場ごとに照度計算を行い、
設置完了後に照度の現地確認を行っている。



今後の性能確認の方法について

- I 下記のとおりとすべきか？
 - Ø 光学性能と消費電力について、H24 年度と同じ条件で募集する場合は、客観的指標を満たせば自動的に登録される方式(以下「登録制度」という)に移行。
 - Ø より省電力な製品が開発可能となる技術の向上が見込まれる状況で、条件とする消費電力をその水準に引き下げて募集しようとするときは、審査会による審査を行う。
 - Ø 光学性能に係る募集条件を変更しようとするときは、条件とする消費電力に応じて、性能確認方法(審査会による審査、もしくは登録制度)を審査会で決定する。